

K 保健施設の実態・課題

■ 施設概要

保健施設として、保健所中町庁舎を 1 施設、健康福祉会館を 1 施設、市民センター内に保健センターを 2 施設保有しています。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
忠生	○	忠生保健センター		2015	忠生市民センター
鶴川	○	鶴川保健センター		1985	鶴川市民センター
町田中心	◎	健康福祉会館	4,429	1988	ふれあいまっこ館 ファミリーサポートセンター
町田中心		保健所中町庁舎	1,853	1973	

■ 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接している。
- 〔建物〕 ・ 保健所中町庁舎をはじめとして、4 施設中 3 施設で施設改修時期を迎えている。
- 〔機能〕 ・ 保健施設には、健診等の医療行為を行うため、診療所として許可取得している区画があり、利用目的は限定されている。
 - ・ 診療所以外の区画の利用については、保健衛生事業に支障のない範囲に限定している。
 - ・ 忠生保健センターに職員は常駐しておらず、事業実施時のみ開館されている。
- 〔利用〕 ・ 忠生保健センターや鶴川保健センターでの集団健診等実施回数は健康福祉会館の 3 分の 1 程度である。
- 〔運営〕 ・ 保健施設はすべて市の直営である。
- 〔コスト〕 ・ 予防接種や健診業務にかかる費用は約 32 億円となっている。

■ 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 「地域保健法」の定めるところにより、保健所は政令で定める市が設置することが義務付けられており、健康福祉会館をはじめとする保健所支所はこれに準じている。

設置目的との整合性

- ・ 施設で行われている事業は設置目的と整合しているが、健康福祉会館内の講習室のみ市民集会機能も兼ねている。

利用状況の妥当性

- ・ 忠生保健センターや鶴川保健センターでの集団健診等実施回数は健康福祉会館の3分の1程度である。

施設の代替性

- ・ 巡回健診という形での集団健診は、精密機器を含む多くの機材を用いるため、機材の移送コストや調整の労力等の課題があるものの、現在小山市民センターで実施している。

〔現状・課題のまとめ〕

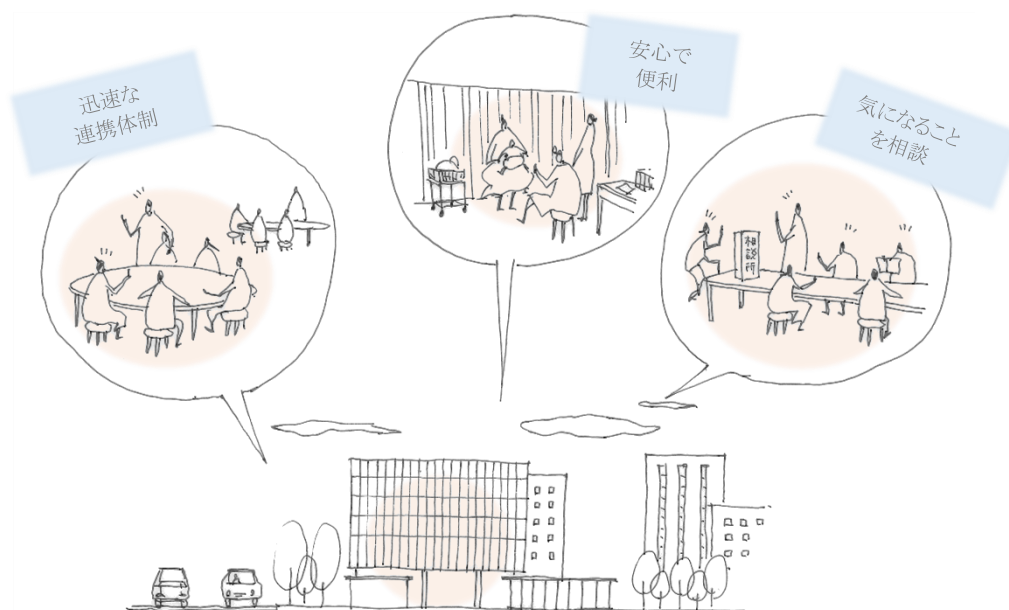
保健所政令市として保健所を設置する義務があります。現在市には町田市保健所中町庁舎及び町田市健康福祉会館のほか、保健センター2箇所が配置されていますが、保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接した施設であり、集約を検討していくことが課題です。また健診事業においては、実施におけるコスト等の課題がありますが、施設の新たな有効活用による地域での実施の可能性を検討する必要があります。

▷ K 保健施設の今後の方向性

■ 再編後のイメージ例

☆≡

- 健康福社会館と保健所中町庁舎を集約することで、初期救急提供体制の検討等、医療と保健の連携強化が図られます。



■ 今後の方向性

集約

活用

集約化や市有財産等の効果的な活用により建物の総量圧縮や施設利便性の向上を図る。

- ✓ 建物の建替え時期を捉えて、健康福社会館と保健所中町庁舎を集約化する。
- ✓ 施設の新たな有効活用による、健診事業等の地域での実施を検討する。
- ✓ 診療所の区画外を、保健衛生事業に支障のない範囲で有効活用する。

～こんな取り組みも始まっています～

健康サポート薬局

現在、健康サポート機能を有する薬局が誕生しています。これは地域の人々による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局で、具体的には、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や、健康の維持・増進に関する相談の受付、また、必要に応じてかかりつけ医や専門機関の紹介等を行っています。健康サポート薬局は、地域の人々の相談役として安心して立ち寄りやすい身近な存在となることが期待されています。



厚生労働省基準適合
健康サポート薬局